

都城市子育て世代活動支援センター指定管理者候補者選定の概要

都城市子育て世代活動支援センターの指定管理者については、次のとおり候補となる団体を公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、令和4年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営に当たることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

- (1) 団体の名称
社会福祉法人善隣館福祉会
- (2) 代表者名
理事長 加藤 卓
- (3) 所在地
都城市前田町8街区20号
- (4) 設立年月日
昭和54年6月8日
- (5) 従業員数
35名
- (6) 業務内容
第二種社会福祉事業
ア 保育所の運営
イ 地域子育て支援拠点事業の運営

2. 指定期間

令和5年4月1日 ～ 令和10年3月31日（5年間）

3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都城市子育て世代活動支援センター (都城市中町17街区19号)	延床面積：938.17㎡ RC造3階建ての3階

(2) 業務概要

子育て世代の多様な活動を支援し、安心して子育てができる環境の充実を図るため、子育ての支援に資する事業を総合的に実施することを目的として設置する都城市子育て世代活動支援センターの管理運営を行う。

また、次に掲げる事業を行う。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第6項に規定する
地域子育て支援拠点事業

イ 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業

ウ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に規
定する事業

エ 親子に健全な遊びの場を提供する事業

オ 上記に掲げるもののほか、子育ての支援に資する事業

4. 事業計画の概要

事業計画書概要版のとおり

5. 選定結果の概要

(1) 公募の状況

①申請団体数

2団体

②指定管理者候補者選定までの経過

令和4年5月30日

第1回選定委員会開催

令和4年6月10日

募集（広報都城6月号、市ホームペ
ージへの掲載）

～令和4年7月11日

令和4年7月15日

現地説明会

令和4年7月19日

申請書類受付

～令和4年7月28日

令和4年8月31日

第2回選定委員会開催、書類審査・
面接審査

令和4年9月12日

選定結果報告

(2) 都城市指定管理者候補者選定委員会委員構成

委員構成		人数
有識者	学識経験者	1人
	税理士	1人
	行政書士	1人
	民生委員・児童委員	1人
施設利用者代表		1人
市課長職		2人

(3) 選定理由

令和4年8月31日に都城市指定管理者候補者選定委員会において、書類審
査・面接審査をもとに、選定基準に基づいて総合的に審査・選考（総合得点方

式)を行った結果、以下の理由で社会福祉法人善隣館福祉会が指定管理者として適正であると判断しました。

「選定基準1 施設が適切に管理運営され市民の平等な利用が確保されること」
・施設を清潔に保つとともに、清掃の薬剤使用を控えることや、製作活動に使用する材料に牛乳パックなどの廃材を利用することで、ごみの削減に努めるだけでなく、身近にあるものでの新たな楽しみ方も伝えるなど環境に配慮した運営が期待できること。

「選定基準2 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること」

・現在数多くのイベント等を実施しており、さらなる利用者ニーズへの対応にも期待し、ふれびか5周年イベントにおいては、中核施設等と連携し商店街含めて地域全体の賑わい創出の相乗効果が期待できること。
・一時預かり等予約システムc o h a n a (コハナ)の活用により、利便性の向上につながっていること。

「選定基準3 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること」

・現状を踏まえ、現実的な予算組みがなされており、職員の努力により経費削減に努めていること。

「選定基準4 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること」

・現状の人員体制を踏まえての提案であり、勤務体制のシフト表も示されており、確実に業務の履行が見込まれ、利用者が多い日もしっかりと対応できる配置となっている。また、職員間の情報共有を密にすることにより、どの職員が対応しても同じように対応できる体制を整え、不安を抱えた利用者も利用しやすい環境であるため、安定的なサービス提供が期待できること。

「選定基準5 地域に貢献する取り組みが確保されていること」

・職員雇用については、できる限り地域の方を優先し、また、中央通り等の空き店舗を活用する提案があったこと。

「選定基準6 その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準」

・関係機関と協力し各種イベントの企画・実行委員会の立ち上げなど、子育て支援の充実を図った上で、中心市街地活性化への取り組みも期待できること。

(4) 選定委員会における主な意見

〈選定基準に関する事項〉

・選定基準については、施設の特性を考慮し、事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮されること、事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び

人的能力を有していること、に関する項目に重点的に配点を行った。

〈指定申請書記載事項について〉

- ・行事等では廃材を活用して子どもたちが楽しく過ごせる工夫や、環境負担を考えている。
- ・相談されたときに誰でも対応できるように共有されていて、不安な親も利用しやすい環境であると感じた。
- ・20年以上の実績に基づく切れ目のない支援となっている。法人設立前より託児所を運営しており長期にわたる子育て事業への自信が見られる。
- ・現状の人員体制を踏まえての提案であり、確実に業務の履行が見込まれる。

(5) 選定結果

別紙のとおり

選定結果

施設名：都城市子育て世代活動支援センター

選定基準	配点	採点結果		審査項目	一人当たり 配点	審査内容
		社会福祉法人 善隣館福祉会	団体A			
1. 施設が適切に管理運営され市民の平等な利用が確保されること	210	139	135	管理運営方針等	20	市の管理方針を認識しているか。 公の施設の設置目的を理解しているか。 申請団体の経営モラルは適切か。 環境に配慮した取り組みをしているか。
				平等利用	10	利用申込等が平等な利用を確保する提案されているか。 相談や苦情等の対応が提案されているか。
2. 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること	350	223	232	利用の促進	25	利用者ニーズに基づく利用者増の提案がされているか。 利用者増のための広報・PR対策を提案しているか。 関係団体や地域住民との連携、交流の提案がされているか。 民間ノウハウを生かした、仕様書にない魅力的な提案はあるか。
				サービス・利便性の維持向上	25	利用者サービスの向上について提案がされているか。 施設の維持管理、安全管理を的確に行えるか。 施設の設備、機能等の有効活用について、提案がされているか。 適切な利用料金の提案がされているか。
3. 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること	140	90	77	経費節減	20	指定管理料はどれくらい節減が図られているか。 経費節減の考え方について提案されているか。 具体的な管理業務の効率化が提案されているか。
4. 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること	385	245	228	物的能力	25	安定した運営が可能な申請団体の財務状況か。 類似施設を良好に運営した実績があるか。 収支計画の積算根拠が明確で、実現可能なものか。 収支計画と事業計画の整合性は図られているか。
				人的能力	30	組織体制、勤務体制、責任体制が確立されているか。 利用者への指導及び育成支援の提案がされているか。 業務従事者の指導育成、研修体制及び接遇向上のための提案がされているか。 個人情報保護、情報公開及び労働法令等について十分認識しているか。 地域団体や地域住民等との融合性、高齢者、障がい者雇用への配慮があるか、利用状況の把握がされているか。
5. 地域に貢献する取り組みが確保されていること	105	66	74	地域貢献	15	地域雇用の考え方が示されているか。 地域貢献の取り組みが示されているか。
6. その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準	210	147	147	施設管理への意欲・熱意について	15	提案された書類等から、施設管理、ひいては子育て支援への意欲、まちづくりへの熱意が感じられるか。
				事業計画	15	多様なイベント等の開催による子育て支援環境の充実及び中心市街地への賑わい創出のための提案があるか。
合計	1400	910	893		200	
(参考)：提案金額(単位：千円)		46,016		(令和5年度)		

※提案金額がそのまま指定管理料として決定するものではなく、予算査定等を経て市議会の議決により決定するものです。

事業計画書（概要版）

申請団体名 社会福祉法人善隣館福祉会
希望する施設名 都城市子育て世代活動支援センター

（１）市民の平等な利用に関すること

◎管理運営方針および経営理念について

現代の日本は核家族化が進み世代間のつながりも弱くなっています。スマホ等で瞬時に大木の情報を得られる便利な社会となりましたが、それと同時のその情報に惑わされ進むべき道を見失ったりもしています。

子育て世代活動支援センター（以下、「ふれびか」とする）は、これからの社会を担っていく子ども達が健やかに心豊かに育っていくために、気軽に利用できる親子の居場所となることを目指します。

管理運営方針

子どもたちが安心して育まれていることを実感できる場として、また保護者も子ども同士も子育てを通して多くの出会いの中で安心して子育ての輪を広げる場所づくりを目指し、以下の運営方針を提案します。

1. 「ふれびか」を子どもたちの心の居場所であり、遊び、学び、育ちあう交流の場とします。
2. 「ふれびか」を市内全域に開かれた子育て支援の場とします。
3. 「ふれびか」の運営を透明性の高いものとし、利用者の声に積極的に傾聴し、運営努力に反映する場とします。
4. 「ふれびか」の運営にあたっては、市社会福祉法人立保育園・認定こども園園長会（以下、園長会とする）の協力を得ながら、市全体の保育ニーズを捉え、的確な対応を積極的に図っていくための情報発信と実践の場とします。

経営理念

「妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援」を目指して日々の子育て支援をモットーとして取り組みます。

1. 子育て・親育ちのために様々な行事や子育てに関する各種講座を通して、育ちあう場・学べる場として支援活動を行い、育児相談や情報提供のできる環境を整えます。
2. 各種関係機関との連携を図りながら、世代を超えてともに生き、ともに育ちあうことのできる環境づくりを目指し、よりよいサービスの提供を行い利用者の方々をサポートします。

◎環境に配慮した取組について

季節によってはエアコンを使用せず施設の窓をあけ自然の風を取り入れて省エネに努めます。また、清掃をこまめに行い施設内を清潔に保つとともに、清掃

時には極力薬剤等の使用を控え水質を汚染しないよう心がけます。メダカやエビなどの小さな生き物たちを観察することで環境保全の大切さを知ったり、おもちゃ等の制作に使用する材料も牛乳パックなどの廃材を利用し、身近にあるものでも楽しく遊べることを伝えていきます。業務の合間を利用して子供用マスクを作成し市役所の保育課等で配布するなど、市内の子ども達の健康を守る取り組みを継続していきます。

◎市民の平等利用の確保について

多くの方が利用する施設になるので、いくつかの守っていただきたいルール等があります。初めての利用の際にはふれびか全体のエリアについてパンフレットに沿って説明を行い、施設ごとの説明をならず行い、不明な点があればいつでも対応します。その他のお知らせや注意事項は、ふれびか内の掲示板等に掲示したり、市広報や市のホームページ、Mallmallのホームページにて情報を発信し、誰もが公平によりよく利用できるよう継続していきます。

また、子育て世代の保護者や市の保育課と協議の場を設け、多様な意見を運営に活かせるように努めます。

◎相談や苦情等への対応について

「ふれびか」への相談・苦情・意見についてはこれを真摯に受け止め、職員が利用者一人ひとりの心に寄り添い、すみやかに解決できるよう誠意を持って対応し、職員間でも情報を共有し今後の運営や対応の改善に活かしていきます。また、苦情処理体制も強化し、苦情について適切かつ迅速に対応し、職員間での共有とともに、市への報告も必ず行い状況を伝えていきます。

(2) 施設効用の発揮に関すること

◎利用者からのニーズへの対応について

利用者のニーズに応えられるよう普段から利用者の生の声を聞くことを心がけ、アンケートを行います。アンケートの結果、新たに事業に活かせることがあれば取り入れたり、改善を必要することについては積極的にこれを実施し、利用者の会話の中で感じたことや親子の状況に応じて必要性を感じたことも職員間で検討を行い、情報を共有して適切に対応します。

利便性については、利用頻度の高い遊具や遊びの把握を適宜行い、より多くの利用者が満足できるよう工夫していきます。

現代の日本においては孤立化が進み、地域におけるつながりも希薄になり子育てもしづらい社会となってきています。これからの社会を担う子ども達が健全に育っていけるよう、また、毎日子育てに奮闘中の方達も心が安らげるように寄り添いながら子育て支援活動を行っていきます。

◎利用者を増やすための広報・PR対策について

子育て通信「ふれびか」に子育て中の親子や妊婦さん向けの行事案内やその他子育ての情報を掲載し、公共施設や医療機関、近隣の子育て支援センター、スー

パー等にこれを設置し、周知活動を行います。市の広報やホームページ、Mallmallのホームページにも掲載します。また、都城の子育て情報を伝えているシティFMラジオに月1回出演し施設の利用を呼びかけたり、MRTやUMK等のテレビやケーブルテレビ、MRTラジオ、新聞、県内の情報紙からの取材を受け入れ、利用を促進するアピールに努めます。

子育て支援センターの行事案内やその他の情報を掲載した子育て通信「ふれびか」を2ヶ月ごとに発行します。これを市役所・医療機関・近隣の子育て支援センター・図書館・保健センター・ファミリーサポートセンター・まちなか交流センター・まちなか交流プラザ・スーパー等に設置、一時預かりのチラシ等も設置しています。都城市の広報にも活動の一部を掲載したり、都城市やMallmallのホームページでも毎月の行事や子育て通信「ふれびか」、一時預かりについても確認できるようにします。

◎関係団体や地域住民との連携、交流の方法

都城市総合社会福祉センターでの相談支援包括化推進会議での専門機関との連携や南九州大学の子育て支援事業との連携、近隣の子育て支援センターとの連携、都城医療センター付属看護学校生の実習受け入れ、宮崎県子育て支援連絡協議会、都城市要保護児童対策協議会への参加や療育センターとの連携、保健センターのコーディネーターとふれびかの子育てコンシェルジュによる連携体制を強化し、子育て支援の質の向上を目指し共生できるよう努めます。また、都城市社会福祉法人立保育園・認定こども園園長会とも協力し合い、世代間交流や市内の保育園・認定こども園(園長会加盟園43か園)等と共同での各種イベント実施も予定しています。

◎民間ノウハウを生かした、仕様書にない魅力的な提案について

中核施設内の図書館・まちなか交流センター・保健センターや商工会議所等と、毎月会議を行い調和のとれた連携が続けられ、近隣の商店からの周知依頼も引き受け地域全体の賑わい創出の相乗効果を目指します。

環境に配慮した取組のひとつとして行っている子供用布マスクの作成では、ふれびかからのメッセージを添えて市役所の保育課で無料配布を続けていきます。

ふれびかオープン5周年目を迎えるにあたり、中心市街地の各施設で実行委員を立ち上げて、市の保育課や園長会の協力を頂きながら、以前にも実施して大好評でした「遊びの広場」を設置して公平かつ安全に利用してもらえる工夫をして中心市街地を盛り上げていきたいと考えています。また、「遊びの広場」に並行してパネル展示を行い、子育て情報コーナーを設置したり、相談コーナー・身長体重測定コーナー・簡単製作コーナー・絵本の読み聞かせ・おもちゃ病院・フリーマーケット等子育てに関するブースを設けて、子育て世代の方が気軽に訪れて楽しんでもらえるようにしていきたいと考えています。

◎サービス・利便性の維持向上を図るための方法について

来館された利用者には、明るい挨拶やその方に適した声かけ(初めての利用の方・いつも利用されている方・見学希望など)を一人ひとりを行うことを心がけ、必要な案内や説明を親切丁寧に行い安心して利用いただけるよう、職員間でも一

貫した対応に努めます。初めての利用者にはスマートフォン等にて会員登録やパンフレット等で利用説明を行い、その際には保護者一人のみ受付に残ってもらい、お子さんや祖父母等には先に施設を利用しながらお待ちいただいたり、赤ちゃんを抱かれたままの登録作業でぐずってしまったりした場合は、子育て支援センターの保育士が赤ちゃんを預かってスムーズに説明を進められるように配慮し、常に話しかけやすい雰囲気や素早く対応できるスキルを身につけて、利用者の要望や依頼などに臨機応変に接していきます。

◎施設の維持管理・安全管理方法について

毎日開館前に入館システムの設置・清掃・安全点検を行い、職員全員での朝礼、各部署内(子育て支援センター・一時預かり・あそび場)での朝礼、複合施設間(まちなか交流センター・保健センター)での朝礼を済ませてから利用者の受け入れを行います。また、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、入館時の検温・手指消毒を職員・利用者ともに徹底し、室内のおもちゃや遊具の消毒をこまめに行い、清潔を保ち利用者が気持ちよく安心安全に過ごせるよう努めます。閉館後も清掃・安全確認・消耗品等の確認を行い、終礼にて一日の報告を行うなかで危険箇所や破損箇所等があれば確認し、改善や市への報告を行います。

委託業者による施設の保守点検を行い、警備会社との委託契約により 24 時間の警備も実施します。

◎施設の設備、機能等の有効活用について

子育て支援センター(地域子育て支援拠点事業)の室内では、複数の行事を同時に開催したり、自由あそびと行事を同時に行うことが困難なため、複合施設 2 階の多目的室を利用して子育て講座などの行事を開催します。参加者が少人数のときは子育て支援センター内の多目的室を利用し、行事によって使い分けて対応します。

室内あそび場(プレイルーム)では、保護者とともに利用している子ども達以外に、団体利用の受け入れも行い、都城市内の幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育所・認可外保育施設(県に届出済の施設)・児童養護施設・児童発達支援センター・児童発達支援事業に通っている子ども達が、各施設の引率者とともに利用できるように対応します。

◎利用料金について

利用料については、おもちゃ製作等の実費を除いて地域子育て支援拠点事業と屋内・屋外遊び場事業は無料となります。一時預かり事業は利用時間に応じた利用料が発生します。

(3) 経済的な管理運営に関すること

◎経費節減等について

施設が 3 階にあるため、風通しのよい日などはエアコンの利用を控えたり、温度設定を省エネモードにするなど、利用者が快適に過ごせる状態を保ちつつ節電に心がけます。製作の際には持ち寄った廃材や身近な素材を使って活用していきます。

◎具体的な管理業務の効率化について

毎日、開館時と閉館後に職員が清掃及び点検を行います。補修箇所を見つけた際には、管理者に報告し専門業者へ修理を依頼するなどすみやかに対応します。日々の清掃以外に、清掃業務(ワックス・ガラスクリーニング・害虫防除等)・空調設備点検業務・自動ドア点検業務・警備業務を専門業者へ委託します。

(4) 安定的な施設の管理運営に関すること

◎施設管理運営のための人員体制等について

人員配置計画

- ① 管理者(地域子育て支援拠点事業担当職員を兼務) 1名(常勤 1日8時間 週5日勤務)
- ② 地域子育て支援拠点事業担当職員 2名(常勤 1日8時間 週5日勤務)
- ③ 地域子育て支援拠点事業担当職員 3名(非常勤 1日6.5時間 週3日勤務)
- ④ 利用者支援担当職員 1名(常勤 1日8時間 週5日勤務)
- ⑤ 一時預かり事業担当職員 3名(常勤 1日8時間 週5日勤務)
- ⑥ 屋内遊び場担当職員 3名(常勤 1日8時間 週5日勤務)
- ⑦ 屋外遊び場担当職員 2名(常勤 1日8時間 週5日勤務)

責任体制

理事長を最高責任者とし、次に管理者、以下は地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、遊び場事業職員から1名ずつを事業別責任者に指名します。

◎利用者への指導及び育成支援について

利用者の育成支援は主に利用者支援担当職員がその任に当たるとともに、子育て講座等への参加を呼びかけて支援していきます。また講座中は保護者が集中できるように必要に応じて託児を行います。各地区の育児サークルの代表者とも連絡を取り合い、サークル間の交流や支援センターとのつながりを確認し、利用者がやりがいをもって子育てできるよう支援します。

◎職員の指導育成、研修体制等について

職員の育成については、外部より講師を招き利用者への接遇、緊急時の対応、救急法、個人保護等について学びます。

接遇については、利用者への一人ひとりの職員の対応で施設全体の評価が決まってしまうこともあり、定期的な研修やミーティングが必要と考えています。

また、複合施設全体で行われる消防訓練が年2回行われており、その際にも防災について学んでいきます。常に防災・防犯の意識を持って仕事に取り組めるよう努めていきます。その他の研修も参加できる体制を整えて職員一人ひとりのスキルアップを目指します。

◎情報保護、情報公開及び労働法令等について

個人情報保護については、様々な悩みや家庭環境を持った利用者が訪れることが予想され、個人情報の管理は極めて重要と考え管理規程を策定し、研修等を通して職員の教育に努めます。

情報公開については、情報公開規程を策定し、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮を行います。

労働法令についてはこれを遵守し、職員が安心して健康的に業務に邁進できるよう労働環境の向上に努めます。

◎災害時の対応、連絡体制等について

災害等の緊急時においては管理者を災害対策本部長とし、非常ベルを作動させ各職員が迅速にかつ安全に利用者を退避させます。一時預かり中の乳幼児は、直ちに保護者へ連絡しお迎えを依頼しますが、場合によっては職員が乳幼児を退避させます。一時預かり以外の利用者は必ず保護者同伴で、職員が的確に指示をしながら退避します。なお、退避の際は階段を使用しエレベーターは使用禁止とします。3階からの階段での退避は時間もかかり、危険も伴うため要所に職員の配置が必要と考えます。

また、不審者の侵入を防ぐため防犯カメラや警察への通報装置を設置し、職員も防犯講習や不審者対応訓練を行い、事態に備えるように心がけています。

災害等による休館や開館時間の変更などのお知らせは、ふれびかの会員登録者へはメールで伝え、都城市や Mallmall のホームページでも公開します。中心市街地中核施設の駐車場入口や複合施設の入口にもポスターを掲示し、利用者の混乱を防ぎます。

◎利用状況の把握、地域との融合性、障がい者雇用等の活用策について

地区社会福祉協議会が実施し、各地区公民館等で活動されている子育てサロンの団体やNPO法人で活動されている子育て支援団体・絵本の読み聞かせの団体等と協力して、子育てのイベントや行事を盛り上げる機会を設けていけたらよいかと考えます。また、子育て講座等で保護者が学びの機会を持ちたいときに地域の方や高齢者に託児ボランティアとして協力していただいたり、得意な分野を保護者に話してもらう場を設けたり、伝承遊びをしていただける場を設けて世代間の交流や昔の遊びを継承していけるよう努めます。また、地域の学校等からの依頼を受け入れ、学びや体験の一環として必要な情報を提供するよう努めます。

高齢者・障がい者雇用に関しては、お互いの条件の合意の下でできる仕事や得意分野の仕事を無理なく行える状況で雇用していければ良いかと考えます。

(5) 地域の貢献に関すること

◎地域雇用について

できる限り地域の方を優先し、年齢や経験などにはこだわらず、お互い仕事を通して協力体制を作ったり、思いやりや助け合いの心を持って邁進していけることが望ましいと考えます。そうすることで利用者にもその心が伝わり、また地域の人が多く雇用されていることにより、都城圏域以外からの利用者にも都城の良さを伝えられ、「スマイルシティ都城」のアピールにつながると思います。

◎地域貢献に関する具体的な取り組み内容について

ぷれびかにおいては、ポスターやチラシで育児情報および簡単なマップを掲載し中心市街地における特典情報もこまめに知らせるような掲示ができればと考えています。

また、ぷれびかの他にも中央通り等の空き店舗を利用して親子連れで楽しめる施設や、若い人たちが中心となってアイデアを出し合い、若い人たちが地元に着着するような魅力的なまちづくりを進める必要があると思います。

(6) その他、公の施設を管理するにあたり必要な基準に関すること

◎賑わい創出策について

まちなか広場等でのイベント開催により、ぷれびかの利用者増加も見込まれるので中心市街地を周遊してもらえよう、ポスターやチラシでイベントの紹介や子育て情報を手に取りやすく掲示したり、ぷれびかでの行事がわかりやすいようポスター等を掲示します。

開館周年イベントやぷれびか来館者 50 万人達成イベントなどの開催においては中心市街地中核施設や市の保育課等と協力して都城市内のみならず県内外からの利用者対応できるよう実行委員会を立ち上げて周知運営していきます。その際には新規の利用者の登録を促す等の努力をしていきます。

(7) 公の施設を管理するにあたりアピールしたいこと

当法人は都城市からの委託により、すでに20年以上にわたって地域子育て支援センターを実施・運営してまいりました。平成30年に「ぷれびか」の指定管理者となり4年間運営しています。今までの歴史の積み重ねを通しての経験により地域子育て支援拠点事業の更なる展開も可能です。前回の公募同様、今回の公募にあたっては都城市社会福祉法人立保育園・認定こども園園長会も側面から協力していただけることもあり、より広範な子育て支援体制が整うと自負しています。園長会加盟園における利用者を通して情報の拡散も効果が見られており、全国的に見ても一法人の公募に対してその所属する団体が全面的に協力する体制は類をみないものであり、ぷれびかオープンの際には園長会からの協力を頂き、園長先生や職員の方々に交代で手伝いをもらい無事にオープンイベントを実施できました。一周年記念のイベントにおいても協力をもらったことにより周知活動や当日の運営がスムーズに行え、子育て支援、中心市街地活性化に貢献してきました。

ぷれびか運営開始1年目で10万人、2年目に20万人、今年4月には30万人を達成しました。また、市がいち早く進めているデジタル化の取組に対応し、スマートフォン等による会員登録もすすめています。システムが整った中で日々の利用状況の報告や利用者に向けたお知らせ等もスムーズに行えており、これまで大きな混乱を招くことなく運営を続けてまいりました。

新型コロナウイルスに関しては、市内はもとより県内外からも多くの方が来館されるので、感染拡大防止対策のため、日々の消毒や職員の健康管理に努め、今まで安全に運営できたことは職員一人ひとりの努力によるものだと自負しております。

子育て支援センター内における年間の行事や日々の取組等も利用が定着し、楽しみながら親子の居場所づくり、出会いの場となっている姿が多く見られます。相談に関しては、子育てコンシェルジュをはじめ、支援センター職員一人ひとり

が手厚く支援を行える体制づくりを心がけています。

一時預かりも年々周知され、一時預かりシステム「c o h a n a」の導入によって安心して利用していただけています。

あそび場においても公平な利用方法で利用者へのルールの説明や見守りの甲斐あって事故や怪我、トラブル等もオープン当初から比べると減少しており、楽しく安全に利用していただけています。現在はコロナ対策のため人数制限を行っていますが、今後制限が緩和されましたら団体利用の増加も見込め、随時受け入れを行いつつ全体の利用者増加に努めてまいります。

毎年実施しているアンケートでも、清潔さや安全・安心感が得られていることや職員の好感の持てる対応への記述が多く、ふれびかが子育て世代にとって大切な存在であることを深く受け止め、今後も利用者へ寄り添いながらよりよくするための努力をいたします。

令和5年4月28日には、ふれびかオープン5周年目を迎えます。新型コロナウイルスの感染状況にもよりますが、今後の見通しとしては中心市街地の各施設で実行委員を立ち上げて、市の保育課や園長会の協力を頂きながら、以前にも実施して大好評でした「遊びの広場」を設置して公平かつ安全に利用してもらえ工夫をして中心市街地を盛り上げていきたいと考えています。

また、「遊びの広場」に並行してパネル展示を行い、子育て情報コーナーを設置したり、相談コーナー・身長体重測定コーナー・簡単製作コーナー・絵本の読み聞かせ・おもちゃ病院・フリーマーケット等子育てに関するブースを設けて、子育て世代の方が気軽に訪れて楽しんでもらえるようにしていきたいとも考えています。

新聞・ラジオ・チラシ等で周知を行い、都城市内だけではなく県内外からも来ていただいて賑わい創出事業としても中心市街地活性化に貢献してまいりたいと思っています。その際に、ふれびかを利用したことのない方にはパンフレット等を配布し、新規登録を促してふれびかを知っていただくとともに利用の促進に努めてまいります。

あと数年でふれびか来館者50万人達成が見込まれます。達成の折には市の協力を頂きながら記念のセレモニーを開催し、各メディアにもお伝えして取材や報道を通して50万人達成を祝い、さらなるふれびかの存在アピールに努め、多くの利用者の方々に対応できる体制づくりに力を入れていきたいと思ひます。

もし今回も当法人が指定管理者に選出された際には、今まで積み上げてきた歴史の重みや、ここまで関わってくださった方々への感謝の意と、その心を繋いでいくことへの責任を真摯に受け止めて、「こども」を中心とした子育て支援を行ってまいります。

近年はコロナ禍ということもあり、以前にも増して人と人とのつながりや関わりが減り、孤独な中での子育てが、今後子ども達に心理的影響を与えるのではないかと危惧しています。そのため、ふれびかで少しでも人とのつながりが作れるように最大限の努力をして、親子の居場所と出会いの場を提供していきたいと思ひます。子育ての悩みや不安を抱えている方々にも寄り添いながら、やがては笑顔になっていただけるような支援体制を整えて、ふれびかに来ることで子育てを楽しめる働きかけを行ってまいりたいと思ひます。

今後は都城市外からの利用者も増加するかと思ひますが、都城での子育て環境を感じ取ってもらい、この地で子育てをしたいと思ってもらえたり、もう一人子どもを産み育てたいと思ってもらえたなら、少しでも脱少子化に貢献できるのではないかと考えます。

この地で育った子ども達がさらに都城を盛り上げ次の世代へとつないで都城に定住してもらえればまた、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援として「ふれぴか」の存在の意味が見いだせると思います。それを目指して次の5年間でさらに各関係機関との連携を強化しながら子育て支援を行い、中心市街地の各施設・市役所等とともに都城市の中心市街地活性化に貢献し、よりよい運営に努めてまいりたいと思っています。